

生産行程管理者認証基準（9条関係）

（目的）

第1条 本基準は鶴岡市が「日本農林規格等に関する法律」（以下「JAS法」という。）に基づいて、生産行程管理者の認証を行うための基準を定めるものである。

（認証の技術的基準）

第2条 鶴岡市から認証を受けようとする生産行程管理者は、JAS法に定める認証の技術的基準（平成24年4月28日農水省告示第1178号）を満たしていること。

（生産の方法についての基準等）

第3条 鶴岡市から認証を受けようとする生産行程管理者は、有機農産物の日本農林規格（以下「JAS規格」という。平成24年3月28日農水省告示第833号）に基づき、生産を行うこと。

（有機農産物を生産するほ場等の条件）

第4条 JAS規格第4条の「ほ場等の条件」の基準1について次項に定める事を加える。

2 申請者は、申請ほ場について、周辺及び隣接ほ場からJAS規格に基づく使用禁止資材の飛散や流入がないよう、自ら下記の飛散防止策を講じるものとする。

（1） 地上防除区域について（産業用無人ヘリコプターによる防除を含む）

1) 申請ほ場が慣行栽培や特別栽培等のほ場から、概ねほ場1筆程度離れている場合

（ほ場1筆とは概ね30aを想定するが、その大きさについては、ほ場の地理的条件等により総合的に判断するものとする。）

※申請ほ場に隣接するほ場は、自己ほ場等であり、緩衝地帯とする。

2) 申請ほ場と慣行栽培や特別栽培等のほ場との距離が、概ね1筆程度未満の場合

① 申請者は、申請ほ場周辺及び隣接ほ場の生産者に対し、当該ほ場が有機栽培ほ場であることを伝えるとともに、周辺及び隣接ほ場でどのような栽培を行っているかを把握する必要がある。そのため、申請者は、申請ほ場周辺及び隣接ほ場の生産者と生産方式等に関する協議を行うとともに、その旨の記録（いつ、だれと、どのような内容について）を付けるものとする。

② 散布当日は自ら立会等を実施するなどして、使用禁止資材飛散の有無を確認し、その結果を栽培管理記録簿に記載すること。

③ なお、ほ場1筆とは概ね30aを想定するが、その大きさについては、ほ場の地理的条件等により総合的に判断するものとする。

3) 申請ほ場が慣行栽培や特別栽培等のほ場と農道、水路、畦畔等で接しており、その距離が5m以上の場合は、上記（2）に準じた対応を行う。

4) 申請ほ場が慣行栽培や特別栽培等のほ場と農道、水路、畦畔等で接しており、その距離が5 m未満の場合。

- ① 申請者は、周辺及び隣接ほ場の生産者と申請ほ場に使用禁止資材を飛散させない旨の協議書等（署名、捺印が必要）を取り交わすものとする。
- ② 散布当日は自ら使用禁止資材の飛散の有無について立合等を実施するなどして確認し、その結果を栽培管理記録簿に記帳すること。

(2) 使用禁止資材の流入防止

やむを得ず慣行栽培ほ場を通過した水を用水として利用する場合は、用水を一時的に貯留し浄化するための緩衝水田（要植栽）等を設け、有機栽培ほ場に使用禁止資材が直接流入しない措置を講じるものとする。

畑作物の申請ほ場にあつては、その周囲に明渠を設置する等、各種の防止策を講じ、慣行栽培ほ場からの土砂及び流水等の浸入防止を図るものとする。

附 則：この規程は、平成18年4月11日から施行する。

改 正：この規程は、平成21年4月1日から施行する。

改 正：この規程は、平成24年9月15日から施行する。

改 正：この規程は、平成25年4月1日から施行する。

改 正：この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改 正：この規程は、平成31年4月1日から施行する。

改 正：この規程は、令和3年4月1日から施行する。